

指定居宅療養管理指導事業所 アリス薬局

□指定事業所番号 山口県指定3540541129
□事業所所在地 山口県周南市桜馬場通2丁目8番地
□電話番号 0834-22-1923

■■運営規程の概要及び重要事項について■■

運営方針

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

1. 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
2. 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
3. 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
4. その他、療養生活向上のための指導・助言等。

営業日及び営業時間

月曜日～土曜日（木曜日を除く）	9時00分～17時30分
木曜日	9時00分～12時30分
日曜日・祝祭日・年末年始・盆休み期間	休業

※緊急時は上記の時間に限りません。

利用料

単一建物に1人の場合	518円／回（月4回まで）
単一建物に2人以上9人以下の場合	379円／回（月4回まで）
それ以外の場合	342円／回（月4回まで）

※麻薬管理の必要な方は100円追加となります。

※公費により一部負担金が助成されることがあります。

※特別医療を必要とする場合、例外として月8回となることがあります。

苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要な事項

1. 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
2. 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。